

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月26日(火) 13:30～

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	順司
	2番	棚原	貴光
	3番	知念	雄二
	6番	大城	貴子
	7番	大城	進
	8番	西江	正
	9番	玉城	正芳

欠席委員 5番 大城 孝美

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第3号 非農地証明願について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤

主事 亀里 大樹

## 令和3年第9回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和3年第9回伊江村農業委員会総会を開会致します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 農業委員9名中8名、出席しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中8名。出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思えます。署名委員に1番知念委員、2番棚原委員を指名致します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について」。を説明します。No.1譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積789㎡。所有権の移転で交換になります。No.2譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積4,757㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積515㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積871㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積2,046㎡。●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積、2,155㎡。合計10,344㎡。使用貸借権設定10年間。No.3譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積1,283㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、1,081㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積2,528㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積954㎡。合計5,846㎡。賃借権設定10年間。坪単価50円になります。No.4譲受人●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積937。賃借権設定10年間。坪単価50円になります。No.5譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積774㎡。所有権移転、売買。坪単価3,800円になります。No.6譲受人●。譲渡人、●。申

請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 6,141 m<sup>2</sup>。所有権移転、贈与になります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

3 番 No. 2 の申請の理由はありますか？

局長 ●を作る予定もありますが、3条資格である 5,000 m<sup>2</sup>の経営面積の為の申請になります。

議長 他に質問はございますか？

9 番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第 4、議案第 2 号「農地法第 4 条の第 1 項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第 2 号、農地法第 4 条の第 1 項の規定による許可申請について」。を説明します。No. 1 申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 2,124 m<sup>2</sup>。転用面積 2,124 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、1,376 m<sup>2</sup>。転用面積、1,376 m<sup>2</sup>。合計 3,500 m<sup>2</sup>。転用面積も合計 3,500 m<sup>2</sup>。転用目的、●。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に係る意見書を説明します。申請人、●。申請地、●。地積、3,500 m<sup>2</sup>。転用目的、●。農地区分は農振農用地になります。当該事項とした判断理由としまして、農振農用地内にある農地。意見決定の理由、当該申請地は、村の●に位置し住宅地からも離れていて、●を建設しても地域の農業に何の影響もなく、また周辺耕作者の同意を得ていることから適当と認める。検討事項、1 転用の区分と転用の目的、適当。2 資力及び信用、適当。3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、あり。4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、確実。7 計画面積の妥当性、適当。9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無、なし。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 休憩をお願いします。

議長 休憩致します。（15：04～）

議長 再開いたします。

9 番 異議なし、進行おねがいします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「非農地証明願について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第3号、非農地証明願について」。を説明します。No.1 申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積 39 m<sup>2</sup>。所有者、●。No.2 申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積 42 m<sup>2</sup>。所有者、●。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。  
令和3年第9回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 15：10

署 名

会 長 玉城 增生 印

1 番 知念 順司 印

2 番 棚原 貴光 印